

国保 限度額適用認定証（限度額適用認定制度）について

【限度額適用認定制度（1月ごと、各医療機関・薬局・入院・外来ごと※同一医療機関でも外来・入院それぞれ請求）】

国民健康保険に加入されている方が、「マイナ保険証」または、事前（医療機関等でのお支払い前）に申請を行い「限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関等へ提示することにより、入院費等のお支払いが下記のような限度額相当となります。
※国民健康保険税に滞納があると、災害等やむを得ない事情を除いては限度額認定証を交付できません。
（国民健康保険法施行規則第27条の14の2、及び東松島市国民健康保険限度額適用認定実施要綱の規定による）

◆70歳未満の方の自己負担限度額（保険適用外の医療費、差額ベッド代、食費や雑費（パジャマ代、オムツ代等）は実費負担）

適用区分	自己負担限度額（月額）		年間上限※ ⁵	食事代（1食あたり）
	3回目まで	4回目以降 ※ ¹		
ア	（総所得金額等が901万円超の方） 270,300円 + （総医療費 - 901,000円） × 1%	140,100円	168万円	550円
イ	（総所得金額等が600万円超 901万円以下の方） 179,100円 + （総医療費 - 597,000円） × 1%	93,000円	111万円	550円
ウ	（総所得金額等が210万円超 600万円以下の方） 85,800円 + （総医療費 - 286,000円） × 1%	44,400円	53万円	550円
エ	（総所得金額等が210万円以下の方） 61,500円	44,400円	53万円 （一部41万円の場合あり）	550円
オ	（住民税非課税世帯の方） 36,900円	24,600円	29万円	270円
				220円 ※ ²

◆70歳以上の方の自己負担限度額（保険適用外の医療費、差額ベッド代、食費や雑費（パジャマ代、オムツ代等）は実費負担）

適用区分		自己負担限度額（月額）		年間上限※ ⁵	食事代（1食あたり）
		外来（個人単位）	外来・入院（世帯単位）		
現役並み所得者	Ⅲ ※ ^{3,4} 課税所得690万円以上	270,300円 + （総医療費 - 901,000円） × 1% （4回目以降※ ¹ : 140,100円）		168万円	550円
	Ⅱ 課税所得380万円以上 690万円未満	179,100円 + （総医療費 - 597,000円） × 1% （4回目以降※ ¹ : 93,000円）		111万円	550円
	Ⅰ 課税所得145万円以上 380万円未満	85,800円 + （総医療費 - 286,000円） × 1% （4回目以降※ ¹ : 44,400円）		53万円	550円
一般 ※ ^{3,4} （課税所得145万円未満）		22,000円 8月～翌年7月の 外来年間上限 216,000円	61,500円 （4回目以降※ ¹ : 44,400円）	53万円 （一部41万円の場合あり）	550円
Ⅱ 住民税非課税世帯		11,000円 8月～翌年7月の 外来年間上限 96,000円	25,700円 （4回目以降※ ¹ : 24,600円）	29万円	270円
					220円 ※ ²
Ⅰ 住民税非課税世帯 （所得が一定以下）		8,000円	15,700円	18万円	130円

※¹ 1年間（直近12ヶ月）に3回以上自己負担限度額に達した場合、4回目からは軽減されます。

※² オ・低Ⅱ・区分Ⅱの適用を受けている期間から、長期入院該当申請する月以前の12ヶ月間の入院日数が90日を超えた場合、申請により、91日目から食事代が軽減されます。（申請が必要。転院、入退院等合算可。）

※³ 一般区分または現役Ⅲ区分の方は、資格確認書が限度額認定証を兼ねます。医療機関へは「市役所へ問い合わせし、一般区分、（現役Ⅲ区分）と回答があった」とお伝えください。（限度額認定証は必要ありません）

※⁴ 一般区分または現役Ⅲ区分の方は、年度途中に世帯異動や前年の所得更正等により適用区分に変更があると、限度額認定証の交付が可能になる場合がありますので、お問い合わせください。

※⁵ 月単位の「上限額」に到達しない方でも、「年間上限」に達した場合は、当該年においてそれ以上の負担は不要（保険者から後から支給）になります。

※ 各区分は、毎年8月～7月を一つの年度とし、前年の世帯所得により判定されます。

（共通）国保の方で、（翌）8月以降に限度額認定証が必要な場合は、（翌）8月前に申請書を市役所から送付します。

※ 受療時の医師の処置（指示）により日帰り手術でも「入院」として、自己負担請求される場合がありますので、手術前に医療機関へ

（共通）ご確認願います。（眼科手術（白内障等）、内視鏡ポリープ切除手術、腱・靱帯の手術等）